

特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」
湧水町協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、湧水町で開催する燃ゆる感動かごしま国体及びそのリハーサル大会（以下「国体等」という。）における、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

協賛の受け入れは、原則として国体等の広報啓発や歓迎装飾に係る物品又はその他国体等の運営にかかる用具等（以下「協賛物品等」という。）について行う。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受け入れは、燃ゆる感動かごしま国体湧水町実行委員会（以下「実行委員会」という。）で行う。
- (2) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛方法は、提供又は貸与とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者負担とする。

4 協賛として取り扱わないもの

- (1) 国体等の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動等に関するものと認められるもの。
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの。
- (6) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。
ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示をするものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者名及び文字、イラスト等の表示方法について、実行委員会と協議し、決めるものとする。

6 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状を贈呈することができる。また、

必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、国体等終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成31年3月20日から施行する。

この要項は、燃ゆる感度かごしま国体湧水町実行委員会の解散をもって廃止する。

附 則

この要項は、令和3年5月18日から施行する。

この要項施行の際、現に制定又は策定されている燃ゆる感度かごしま国体湧水町実行委員会の関係規程等中「第75回国民体育大会」とあるのは「特別国民体育大会」と読み替える。